

令和8年度 世田谷区学校給食栄養管理嘱託員（会計年度任用職員）募集要領

1 勤務内容

学校給食栄養士（給食の計画・指導、献立作成、栄養・衛生・物資管理など）

2 応募資格

- ・栄養士の資格を有し、栄養士として給食管理や栄養指導の経験が1年以上ある方
- ・地方公務員法第16条等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。（3P参照）

3 勤務条件

（1）任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度があります。

（2）勤務日数 216日（月平均18日、月1日以上22日以内）

原則として、土・日・祝日は休みです。

（3）勤務時間 1日7時間

①小中学校勤務（三宿中学校夜間学級除く）

午前8時15分から午後4時まで（うち休憩時間45分あり）

②三宿中学校夜間学級勤務

正午から午後7時45分まで（うち休憩時間45分あり）

③学校健康推進課勤務（学校給食係）

午前9時から午後5時まで（うち休憩時間60分あり）

④学校健康推進課勤務（学校給食太子堂調理場）

午前8時から午後3時45分まで（うち休憩時間45分）

※原則超過勤務はありませんが、公務のため緊急に必要な場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当（相当する報酬）を支給します。

（4）勤務場所 世田谷区立小・中学校または学校健康推進課（学校給食係、学校給食太子堂調理場）

※任用期間の途中、または再度の任用時に勤務場所が変更となる場合があります。

（5）報酬 ①報酬月額（令和7年度現在） 225,939円（地域手当相当分含む）

※常勤職員の給与改定に応じて、変更する場合があります。

②期末手当及び勤勉手当 一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給

※交通費別途支給（月額上限55,000円）

（6）社会保険等 健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。

（7）公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。

（8）休暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。

（9）身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）

（10）その他 ①地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがあります。

②勤務場所は、原則、敷地内禁煙です。

4 募集人数

若干名

5 選考方法

第1次選考 書類選考

第2次選考 面接

6 選考結果

第1次選考（書類選考）結果は、可否に関わらず郵送またはお電話にてお知らせします。書類選考合格者を対象に第2次選考（面接）を実施します。

7 応募方法

次のうちいずれか一つの方法で申し込んでください。

(1) 申込書記載による方法

「学校給食栄養管理嘱託員採用選考 申込書兼履歴書」、「世田谷区における勤務経歴等確認票」、「栄養士免許状の写し」を下記期間に提出してください。

【提出先】

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区教育委員会事務局学校健康推進課学校給食係(区役所西棟1階103番窓口)

【期 間】

郵送申込	令和7年12月1日(月)～令和7年12月19日(金)【必 着】
持参申込	上記郵送申込期間の月曜日から金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時

(2) インターネットによる方法

申込ページ Logo フォームにて手続きしてください。(<https://logoform.jp/form/JqMJ/1313357>)

申込期間	令和7年12月1日(月)～令和7年12月19日(金)(17時まで受信有効)
※ 期間中に正常に受信したものを有効とし、採用選考の申込みを受け付けた旨を記載したメールを送信します。このメールが届かない場合は、受付期間中に必ず学校健康推進課学校給食係へお問い合わせください。 ※ 申込み時に顔写真や栄養士免許状の写しの提出方法を「郵送または窓口」とした場合は、提出漏れのないようご注意ください。	

※ご提出いただいた申込書類の返却はできませんので、予めご承知おきください。

※『世田谷区学校給食栄養管理嘱託員採用選考申込書兼履歴書』やその他の添付書類に記載の個人情報については、世田谷区個人情報保護条例および同施行規則に基づき適正に取り扱い、学校給食栄養管理嘱託員採用選考および採用事務の目的を遂行するために使用します。

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

【お問い合わせ先】

世田谷区教育総務部学校健康推進課学校給食係

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話:03-5432-2609